

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と、株式会社アフターズ(以下「乙」という)とは、△△△△に関する制作物の委託及びその関連サービスの提供に関して、以下の通り契約(以下「本契約」という)する。

(目的)

第1条 乙は、甲の発注に基づき、別紙により詳細に規定される△△△△及び関連資料(以下「本製品」という)を制作し、当該本製品及び関連サービスを甲に提供することを約する。

(仕様)

第2条 乙は、甲が作成・交付する仕様書及び図面に基いて本製品を製造するものとする。

2 前項の仕様を変更する場合には、甲は、事前に新たな仕様書及び図面を乙に対して作成・交付しなければならない。当該仕様書及び図面の変更によりあらたな費用負担または納期の遅れ等が生じた場合は、別途その取扱いについて甲乙協議の上定める。

(禁止事項)

第3条 乙は、本契約の有効期間中及び、本契約終了後においても2年間、本製品の模倣品、模造品、その他の、その機能または性能及びデザインが本製品に著しく類似する製品を制作してはならないものとする。

(個別契約の締結)

第4条 甲及び乙は、本製品の制作に関する事項、仕様、支払条件、その他必要な事項を定めるため、本契約にもとづき個別契約を締結する。

2 個別契約は、甲が発注年月日、数量、納期、納入場所を記載した注文書を乙に対して交付し、乙がこれに対する受注書を甲に交付したときに成立する。

(資料調達)

第5条 本製品の製造に要する資料、必要な資材等は、乙の負担において乙が調達する。

(検査、引渡)

第6条 甲は、本製品が納品された場合、遅滞なくその検査を行い、その結果を検査結果票をもって乙に通知する。

2 前項の検査結果票には、検査の結果、不合格品についてはその不良原因、不良箇所、処置について記載する。

3 第1項の規定によって、合格の通知があった場合、本製品の引渡があったものとする。

4 第1項の規定によって不合格の通知を受けた本製品については、直ちに乙がその費用で引取るものとする。

(所有権移転)

第7条 本製品の所有権は、前条による引渡がなされたとき、乙から甲に移転するものとする。

(対価)

第8条 本契約に基づく業務の代金は、個別契約において定めるものとする。

2 甲は、毎月末日までに納入を受けた本製品について、その代金を、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に対して振込む方法で支払う。

(品質保証)

第9条 乙は、本製品の引渡後、5年間は、本製品の品質、性能について保証する。

2 乙は、本製品に隠れた瑕疵があった場合には、直ちに代替品を納入するものとする。



(秘密保持)

- 第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。
- ① 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
 - ② 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
 - ③ 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

(損害賠償責任)

- 第11条 甲又は乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力)

- 第12条 天災地変その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰することができない事由により、委託業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

(解約)

- 第13条 甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約及びこれに基づく個別契約の全部または一部を解除することができる。
- ① 他の当事者が差押、仮差押または仮処分を受けたとき
 - ② 他の当事者の振出、裏書、保証にかかる手形または小切手が不渡になったとき
 - ③ 他の当事者につき、民事再生、商法上の整理開始、特別清算、会社更正開始のいずれかの申立があったとき

(紛争解決)

- 第14条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、長野地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることを合意する。

(期間)

- 第15条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から2年間とする。ただし、第10条の規定は、本契約終了後5年間存続する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

年 月 日

甲

乙